



## ■職場のハラスメント防止措置義務化への対応は進んでいますか？

### ◆4月から中小企業もパワハラ防止措置が義務化に

2020年6月1日にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行されました。中小企業については、2022年3月31日まではパワハラ防止措置は努力義務とされ、猶予期間が設けられていたところ、いよいよ2022年4月1日から義務化されます。具体的な措置義務は下記の通りです。

- ①事業主の方針の明確化および周知・啓発（就業規則の見直し・研修などの実施）
  - ②相談・苦情への適切な対応に必要な体制の整備（相談窓口の設置）
  - ③各ハラスメントへの迅速・適切な事後対応
  - ④プライバシーの保護と不利益取扱の禁止
- 未対応という会社は、直ちに確認をしていきましょう。

### ◆パワハラ相談件数増加の企業が最多

一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）が実施した「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」（調査期間2021年9月7日～10月15日、会員企業400社から回答）によれば、5年前と比較した相談件数として、パワーハラスメントに関する相談件数は、「増えた」が44.0%と最も多くなっています。増加の理由として、「法施行に伴う社会の関心の高まり、相談窓口の周知の強化」などが挙げられています。すでに施行済みである大企業の会員が多い経団連ですが、今後中小企業でも同様のことが予想されます。

### ◆効果的な取組みの例

本調査によれば、ハラスメント防止・対応の課題について、特に当てはまる上位3つとして

- ①「コミュニケーション不足」（63.8%）
  - ②「世代間ギャップ、価値観の違い」（55.8%）
  - ③「ハラスメントへの理解不足（管理職）」（45.3%）
- が挙げられています。これらへの効果的な取組み事例としては、ハラスメントに関する研修の実施、eラーニング実施、事案等の共有、コミュニケーションの活性化のための1on1ミーティングの実施、社内イベントの実施などが挙げられています。ぜひ参考してみてください。

【日本経済団体連合会「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」】

<https://www.keidaiaren.or.jp/policy/2021/114.pdf>

【参考・厚生労働省 あかるい職場応援団  
-ハラスメント対策の総合情報サイト】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

### 編集後記

2022年のスタートは雪と寒さに見舞われました。「年越し寒波」と予報が出ていたので覚悟はしていましたが、ツルツルの路面と積雪で、初詣、初売りなどのお出かけも一苦労でしたね。首都圏の方もめずらしく積雪となり、SNSでは「雪国マウント」という言葉が飛び交っていました。東京およびその周辺が平日の積雪で大混乱している状況を見た雪国在住の人々が「それくらいの雪で？」等とマウント発言をした、ということらしいです。確かに雪国在住者から見れば、積雪10cm程で大きな話題となるのは不思議な光景かもしれませんが、実用的な防寒靴や雪道の歩き方を体得する機会が無い街の人々にしてみれば、大変な問題、踵の高い靴で凍った道を一步踏み出すだけでも勇気があることです。ここはひとつ雪国からエールを込めて「マウント」ではなくお役立ち情報を送りましょう。滑りそうな雪道は、前かがみになってそっとつま先から足を着く、等、せめて心は温かく、です❄️

## TOPICS

### ■雇用保険料率の引き上げは2022年10月以降

政府は、雇用調整助成金の大規模な支出を受け、保険財政が悪化している雇用保険について、「失業等給付」の料率を2022年10月から0.6%に引き上げると決めました。他事業を加えた全体の保険料率は、現行の0.9%から1.35%となり、労働者負担分は0.3%が0.5%となります。

### ■テレワークの助成を拡充

厚生労働省は、人材確保等支援助成金（テレワークコース）の助成内容を拡充しました。これまで通信機器の導入・運用や専門家によるコンサルティングなどを助成対象としていましたが、オンライン会議や遠隔アクセスのためのテレワークサービス利用料も対象にすることとし、初期費用5万円、利用料35万円までを支給することになりました。また、これまでは新規に取組みを行う企業が対象でしたが、テレワークをすでに試行済、過去に導入していた企業も対象に加えました。

### ■ご存知ですか？障害年金診断書の特例措置

#### ◆コロナと障害年金

皆様の事業所には障害年金を受給しながら働いている方はいませんか？障害年金を受給している方は、各自に決められた提出期限までに、障害認定日より3か月以内の現症の診断書を提出する必要があります。この提出が遅れたり、記載内容に不備があったりすると、障害年金の支払いが一時差し止められてしまいます。しかし、今は、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関を受診できず、手続きを円滑に行うことができないケースも想定される場所です。そこで現在、診断書の提出についての特例措置が講じられています（日本年金機構「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて」（令和3年9月10日））。

#### ◆障害年金診断書の提出期限についての特例措置

具体的には、障害年金診断書の提出期限が令和3年3月末日から同年11月末日である人については、令和3年12月末日までに障害年金診断書の提出が行われる場合、障害年金の支払いの差し止めは行われません。

#### ◆その他の特例措置

例えば、診断書提出に伴い、年金が増額改定される場合には、当初の提出期限をベースとして年金が増額改定されます。逆に、年金が減額改定される場合や、支給停止となる場合は、猶予期限をベースに、減額改定・支給停止がなされます。障害年金は、障害を負った方が自分の体調と相談しながら働き続けるためにも大切なものです。今後も状況によりさらなる特例措置や救済策が講じられる可能性がありますから、会社としても積極的に情報を収集し、案内できるようにしておきたいものです。

## Harmony通信 2022.01

#発行：2022年1月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所

Harmony社会保険労務士法人

合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

☎ TEL:022-796-9231 ☎ FAX:022-796-9232

🌐 URL: <http://www.harmony-office.com/>

🌐 URL: <https://melody-office.com/>

✉ mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)

